

第 10 章 準備書に対する住民意見及び知事意見とその事業者見解

10. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定に基づく、よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書に対する、住民からの知事及び事業者への意見書の提出はなかった。従って、公聴会は開催されず、公述意見もない。

10. 2 知事意見及びこれに対する事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第 22 条第 1 項の規定に基づく、よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解は、表 10 に示すとおりである。

表 10 準備書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解

知事意見	知事意見に対する事業者の見解
気象	
事業者が行うとしている環境保全対策後の予測結果で、風環境評価基準（村上らの提案による）を超える地点があることから、防風パネルの設置等により影響を可能な限り低減するよう最大限の努力を行うこと。	環境保全対策後の予測結果で、風環境評価基準を超える地点については、関係行政機関等と引き続き協議し、防風パネルの設置等により可能な限り風環境の影響の低減に努めます。